

しょう しゃ
障がい者
さべつきんし
差別禁止
じょうれい
条例

せんしんじちたい
先進自治体

あかしししよししやくまな
明石市の諸施策に学ぶ

じょうれい せいしん ちいきしやかい い
条例の精神を地域社会に生かす

あかしししよししやくたんとうかちちよう きむ じよんおく
明石市障がい者施策担当課長 金 政玉



▲2年間の成果を語る金政玉さん
1955年、山口県下関市生まれ。
3歳の時に小児マヒ（ポリオ）になる。
内閣府の障がい者制度改革に当事者
として参画し、障がい者基本法の改正
や差別解消法の制定などに携わるな
ど、国の中枢で活躍。2014年5
月から現職。

しゅわげんごしよ
手話言語・障がい者コミュニケーション条例

障がい者差別解消法施行に合わせて差別解消
条例を制定した明石市では、事業者等の合理的
配慮の提供を後押しする助成制度も発足させ、
障がい者雇用の分野でも先進的施策を次々と打
ち出しています。これらは、泉市長のリーダー
シップに依るところが大きく、政治家の決断に
よって障がい者施策は、まだまだ充実すること

2014年、泉房穂市長は
記者会見で、①手話言語等障
がい者コミュニケーション促進
条例と、②障がい者差別解消
条例の成立をめざす、と表明し
ました。手話言語コミュニケー
ション条例とは、手話をろう者
の言語として認め、自由な社会
参加を進め、視覚障がい者・
知的障がい者も含めた障がい者
全体の意思疎通支援を行うため
の条例です。議会審議を経て、

15年3月に成立しました。同
条例検討委員会は、①当事者を
中心に、②手話通訳などの事業
者団体、③有識者が委員となり、
4回の検討委員会開催と同時
に、当事者からのヒアリングも
行いました。

を示しているのではないのでしょうか。
2年間、明石市障がい者施策担当課長として
これらの施策を推進してきた金政玉さんに、そ
の意義や経過を聞きました。金さんは、「条例
の精神を地域社会のなかに生かすことがこれか
らの課題」と語っています。（文責・編集部）

ごうりてきはいりよていきようしえん
合理的配慮の提供を支援する助成制度も発足

音訳者の育成や、視覚障がい者
への行政通知文書の主な内容
の点字化、建て替えられた新
図書館に、点字図書や活字の

音声化装置などを揃えた「障が
い者ライブラリー」も設置され
ています。また、これからの
課題として、知的障がいや発達
障がいのある人への福祉サービ
スなどの「わかりやすい版」パ
ンフレットの作成もあります。
15年4月からは、「障がい者
差別解消条例」成立に向けた取
り組みを始めました。2016
年4月に国の差別解消法が施行
されましたが、これに合わせた

障がい者配慮条例施行に伴
い、全国初の助成制度も始めま
した。段差を解消する折り畳み
式スロープを扱う商店などに市
が最大で20万円助成します。国
の差別解消法は合理的配慮の
提供を民間事業者に対しては
努力義務としましたが、行政
機関等に対しては義務としてい
ます。そこで明石市では民間
事業者の費用負担を減らすこと
で合理的配慮の提供を後押しし
ます。条例で「何人も障がいを
理由とする差別をしてはならな
い」と定め、合理的配慮の提供

を民間事業者にも義務付ける
自治体は他にもありますが、要
する費用を助成する例はまだあ
りません。
助成の対象は、①コミュニ
ケーションツールの作成費
（点字メニューの作成費用、チ
ラシ等の音訳にかかる費用、
コミュニケーションボードの
作成費用など）、②物品の購入
費（折りたたみ式スロープや
筆談ボードなどの購入費用）、
③工事の施工費（簡易スロー
プや手すりなどの工事にかか
る費用）です。また助成先は、

条例施行をめざしました。
明石市の障がい者配慮条例は、
「差別解消法」の不備な部分で
ある「相談・助言」と「紛争
解決の仕組み」を補うだけでな
く、事業者等の合理的配慮の
提供を支援するための施策を
推進しようとしています。

民間事業者のみならず自治会や
サークルも含みます。
4月1日施行の「明石市障
がい者に対する配慮を促進し誰
もが安心して暮らせる共生の
まちづくり条例」（略称・障が
い者配慮条例）に予算の根拠
となる条文を盛り込みました。
2016年度予算に350万円
を計上。これまでに96件の申請
があり、5月末までに11事業者
が、計22万円の助成を決定
しました。ほとんどが助成上限

内の申請だったので、事業者の
自己負担はありません。筆談
ボード・点字メニュー・折りた
たみ式スロープを3点セットと
呼んでいるのですが、3点全て
を備えている店は、明石市に1

軒しかありません。まだ予算には余裕があるので、制度の存在を広く知っていただき、活用を促進したいと思います。

助成を活用した商店の一つが、創業明治5年の炭焼穴子の老舗「林喜商店」です。同店は、点字を打った透明のケースにお品書きを入れ、筆談ボードも購入しました。商店街連合副会長など地元商工会議所で要職に就く林祝雄社長は、障がい者

障がい者職員の採用

い者配慮条例で定めている地域協議会の委員でもあり、「他の店にも声を掛け、お客さんに気持ちよく買い物をしてもらいたい」と話しています。泉市長は、「助成は障がい者だけでなくみんなのためでもある。これまでの当たり前を刷新し、まちの風景を変えたい」と語っています。助成制度の活用が理解されて、市内全域に広がるよう取り組んでいきます。

障がい者の就労支援や雇用促進は、重要な課題です。「どう接してよいかわからない」と障がい者雇用を避ける企業が多いのが現実ですが、ほんの少しの配慮で就労が可能になるケースもあります。法定雇用率の達成は無論ですが、先導的な役割を担うべき地方自治体として、昨年末に、障害区別なく障がい者対象にフルタイム事務職員を募集し、4月1日付で2名が働き始めています。家族会や支援団体などに協力を要請し、声をかけてもらったこともあり93名が応募し、1次・2次

面接試験を経て採用に至りました。ただし、知的障がい者に対する筆記試験の在り方についての反省点もふまえながら、次年度以降も継続していきます。

私は、制度改革のもとで障がい者基本法の改正など国ベースの障がい者法制にかかわる仕事などをしてきましたが、明石市が進める「障害当事者が参画した障がい者基盤の施策づくり」に共感し、現在のポストに着任しました。障がい者施策の担当課長という中間管理職なので、思い通りに進むわけはありません。しかし、市長がリーダー



▲洋菓子店「くるみや本店」は、折りたたみ式スロープを導入しました

シップを持って指示を出しますので、関係機関と調整しながらやっています。

それも含めて明石市の取り組みは、行政主導型と言えます。本来は、当事者が参加し主導

して条例づくりにかわり、その実質化のために運動を展開するのが理想です。明石市には、「障がい者地域生活ケアネットワーク」(略称：135Eネット)があります。市内約100団体が集まるネットワークです。今後は、当事者団体や支援者の関与と取り組みで、中身を

欠格条項を無効化

地方公務員法において、成年後見制度を利用し被保護人・被後見人となった者が、公務員

の採用試験を受けられず、また公務員であった場合に職を失うと規定されている欠格条項について、明石市は無効化する条例を定めました。「職員の平等な任用機会を確保し、障がい者の自立と社会参加を促進する条例」です。成年後見制度は、障がい者の人権を守り支援するのが目的なのに、逆に利用者の雇用を妨げる制度になっているという矛盾を解消するためです。

この条例も市長の強い思い入れがあつて成立したものです。泉市長が衆院議員だった頃、欠格条項の矛盾を指摘して

法務省や厚労省と交渉するなど廃止に向けた活動をしていました。その後衆院議員から明石市長に転身し、障がい者福祉施策の充実に取り組みますが、差別解消条例制定に向けた検討会議の中でこのテーマが取り上げられ、別の条例として提案することになりました。

この動きを聞きつけた総務省は、兵庫県を通して懸念を伝えてきましたが、怯むことはありません。泉市長は現れていませんが、欠格条項の矛盾は解消されました。他市での制定を望んでいます。

行政主導から当事者参画・主導へ

手話言語コミュニケーション条例は、差別解消の一部となるべき施策なので、見直し規定は設けていませんが、本体といえる障がい者配慮条例には

3年後の見直しを規定しています。配慮条例は、①事業者による合理的配慮の提供を支援する市の責務を定め、②合理的配慮促進のための市の施策も定

めています。分野ごとに「何

が差別にあたるのか?」「合理的配慮とは何か?」についての各則にあたる規定は定めていません。現行条例では抜け落ちていたガイドラインを教育・雇用・交通機関など各分野で示す必要もあります。相談体制を整備しながら現状を把握し、3

3つの条例が施行された今、

7・8月には、タウンミーティングを行います。さまざまな業界団体にも参加を呼びか

います。

今後も明石市の取り組みへの注目と支援をお願いしたいと思います。